

に依り報告したか主として事項は共済組合改議會に  
常設機關を設置した事、共済組合の法人化と組  
合員共其權獲得のため、全信業従業員の調印を求め  
議會に請願した。この要求は大体に於て当局も諒解し  
四月より專任者を定め、一意研究立案に努力してゐる  
苦下あるから近く実現するものと信じられる。

◎ 共済組合理則の改善

我々の多年の要求であつた陸軍共済組合理則の改訂は  
二月四日附を以て改訂発表され、一月一日に期して実施さ  
れる事にあつた。改訂の結果は殆んど我々の要求に近いも  
のであつた。即ち改訂の主たる点と云つると左の通りで  
ある。

- 一 掛金約十分の五を増徴される事にあつたが他省との  
振合を見れば負担増加率は極めて軽い方であつた
- 二 掛金還付主義が確立され掛金は既退給付金の形に

如何なる場合と雖も割増金を附して返還される事にあつた。  
三 其他製料以某(医療給付)病員休業中、給料七分を  
給(療養給付)等も健康保険と同様である。

右の内掛金還付主義の實行せよは陸軍共済組合の特色  
であつて評議會等も主張せる資本家全額負担の健  
康保険に比して事實に於て獲得した譯である。  
これに反して高工、大花、内務、海軍等の各省の共済組合  
は掛金の改悪されたものがあるから我々は今後この方面に  
努力して陸軍の例にならして掛金還付主義を獲得せねば

◎ 九州製鐵買収案の議會に於ける運命が、農手問題  
以後鉄道買収案等と比べると通過困難と云へたのでハ橋  
同志會では談話の否決が製鐵所従業員の利害に重大  
な關係があるの不上京委員を遣へて積極的通過運動